

60歳再雇用差別条項をただちに撤廃せよ

高年齢者雇用安定法改正案

参議院で可決成立

8月29日、参議院本会議で高年齢者雇用安定法改正案が可決成立しました。これまでは60歳定年後に再雇用を希望しても労使協定で基準が設けられている場合は希望者全員が雇用されず選別されてしまい、定年後に年金も給料も受け取れないという人が数多く生み出されてきました。政府によればその数は対象者の1・8%、七六〇〇人にもものぼっています。

今回成立した改正法では、企業が再雇用希望者を選別する事は禁じられ希望者は全員雇用されます。

対象者の選別を無くし 希望者全員雇用へ

JR東海会社もこれまでは「49～59歳までに、懲戒処分3回、期末手当減額5回」などという「条件」を設けて、JR東海労組合員に対して意図的恣意的な期末手当減額などを行って、「条件」を適用して60歳以降の再雇用を拒否してきました。私たちはこうした再雇用拒否を許さないため国会議員への要請などに取り組んできました。この結果、法改正が実現したのです。

JR東海は再雇用選別条件をただちに撤廃せよ！ 再雇用されなかった仲間をただちに再雇用せよ！

出向延長命令の解除を求めた労働審判が開かれる！

労働協約・議事録確認を守らず

強制出向延長をするJR東海！

車両所で事務係として働いていた山本さんは、会社の都合で14年間の長きに渡り「出向」していました。今年の6月末で出向期間が満了となり、山本さんは「JR本体に戻る」と会社に意思表示をしました。

しかし会社は、山本さんに対して出向の延長を通告しました。労働協約では、「出向」期間が終了し帰任する場合は、元の職場に戻ることが通例です。山本さんは会社の強引なやり方に納得がいかないため、6月29日東京地裁に労働審判の申し立てを行ないました。

労働者の権利を守るために闘うぞ！

9月7日、東京地裁で第1回労働審判が開かれました。会社側は「迅速な紛糾解決を目的にしている労働審判で今回の事件は適さない」「和解に応じる事は極めて困難」と労働審判それ自体を終わらせようとした。

組合側は「JR東海の労働協約には出向の延長の規定がない」「出向延長は無効である」と主張しました。その結果、山本さんの労働条件の改善について会社が出向先会社と調整することを審判員が提起して第1回労働審判は終わりました。

JR東海労働組合新幹線地本は、山本さんと共に会社の不当な出向延長を許さず、最後まで闘いを強化します。

さらに多くの出向中の組合員の労働条件改善に向け具体的な要求を掲げその解決に向け闘います。

第2回労働審判は10月23日に開催されます。



JR東海労働組合新幹線地方本部

東京都中央区八丁堀 2-1-2

TEL:03-3551-2240 Fax:03-3551-2246

E mail : jrcushinkansen@yahoo.co.jp